

徳川時代畿内の綿加工と 綿商業の普及^(注1)

ウィリアム・B・ハウザー^(注2)
(長沢 康昭訳)

綿作・綿加工・綿商業は徳川時代の大部分にわたって、畿内の生活を大きく特徴づけていた。畿内の綿商業は、17世紀初頭にはじまって以来、大坂及びその周辺の摂津・河内・和泉3ヶ国の経済生活において、一つの重要な構成要素にまで発展した。17世紀には、畿内農村で綿作が増加するにつれて、刈り入れられた綿花の加工と販売は大坂に中心をおく商人集団によって独占された。綿花や綿布の需要は、多くは都市の消費用であり、木綿を刈り入れられた綿花のかたちから、綿布に加工する技術は、多くは大坂のような都市に簡単に集中せしめられた。寛文延宝年間(1660年代及び70年代)に大坂商人は、綿花の加工・販売のために、耕作者から地方市場町や大坂へと刈り入れられた綿花を仲介する流通体系を規制する商人集団を作ることが認められた。

この販売加工体系の中心となった大坂は、18世紀に入っても畿内の綿商業を支配した。加工技術が畿内農村に普及し、農民が余業所得をますます求めるようになったことに伴い、綿商業の中心たる大坂は侵害をうけるようになった。大坂商人は、農村の加工活動や商業活動が成長してきたことに対抗して、自らの独占的権利を改めて保護するよう幕府に要求した。その結果、安永期(1770年代)に大坂の綿商人は綿加工と販売に対する支配を拡大することが認められた。都市商人の支配は、農村の競争の拡大を妨げることに成功したけれども、農民や農村商人の行う綿加工や販売を取り除くことには失敗した。

19世紀はじめごろには、農村の競争はますますはげしくなり、大坂の綿商人は競争相手の船積品を差押え、大坂を通過する全ての綿製品に販売手数料を課しはじめた。これらの行動によって、自らの支配を回復しようと試みたのであ

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

る。これに対して農村は十分に売買抵抗した。文政6(1823)年、摂津・河内1007ヶ村は一体となって、畿内綿売買を制限する支配に反対して幕府に訴え出た。訴えの裁定によって、農村取引の制限は取り除かれ、農村段階の綿加工と綿販売は加速度的に急成長した。幕府が大坂の綿独占を支持しなくなると共に、競争的流通体系は拡大し、畿内の綿売買活動はいちじるしく変化した。⁽¹⁾

畿内綿商業での農村の競争に於ける二つの局面は、畿内農民による綿加工の拡大と綿売買の拡大であった。両者とも非農業所得又は余業所得の新しい源泉を農村が求めたことに対応していた。綿は商品作物として、農村で新しい経済活動に近づく手段を与え、農村の職業構造に重要な影響を与えた。綿は、綿加工によって人々を手工業生産にますます巻きこませ、そして又手近かな農村商業への機会を生み出した。本稿は、畿内農村に於ける綿加工と綿商業の両者の拡大、農村職業構造に与えたその影響、畿内綿商業をめぐる農村と都市の関係者のあいだで展開した闘争、そして徳川幕府の地方役人によってなされたこれらの闘争への幕府の対応を論じてゆくこととする。

I

17世紀以前、日本では綿は余り広く栽培されなかったという事実にもかかわらず、徳川時代中期ごろには綿作は畿内での商業的農業の1つの主要な形態となった。⁽²⁾ 17世紀及び18世紀初めには、綿は大部分刈り入れられたままの実綿の形で売られた。実綿を繰綿、綿糸、綿布に加工することは少しはあったが、それは主に自家消費用であった。その結果、都市の消費者が入手しうる綿布は大部分大坂や畿内の市場町にいる専門化した職人によって生産された。そして綿布を農村で売買することはほとんどなかった。⁽³⁾

綿加工は、18世紀初期にはじまって以来、耕作者のあいだで増加した。綿繰りは農村余業の普通の形態となり、いくらかの地域では綿打ち、糸つむぎ、木綿織が広がった。⁽⁴⁾ 綿加工活動が徐々に増加したことは、部分的には新しい技術と関連していた。綿繰り用の新しい道具は生産性を高め、新しい織機は農村織工の織布生産高を増加させた。⁽⁵⁾ 18世紀中に大坂や平野の様な在町は、農村が畿内

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

綿作物の大部分を加工することによって、綿加工中心地としての支配的役割を、徐々に奪われた。⁽⁶⁾ 19世紀ごろには、刈り入れられた綿花が完成した布として売物になるまでに14もの人手を経るほど綿加工は専門化した。⁽⁷⁾

第1表 尼崎地域綿関係農間余業

村名	年次	記載
潮江 a	延宝 5 (1677)	女木綿織
万多羅寺	元禄 14 (1701)	百姓耕作の間に男は繩蒔、女は木綿総仕り候。
下坂部	寛延 2 (1749)	女は耕作の間には木綿布を織申し候。
潮江 b	天明 2 (1782)	男は繩・蒔持仕り候。女は糸綿仕り候。
西昆陽	享和 3 (1803)	女はいと渡世仕り候。
潮江	天保 9 (1838)	農業作間の節、男は繩蒔稼ぎ、女は着用の木綿仕り候。
時友	天保 15 (1844)	女は木綿を織る。
潮江 a	慶応 3 (1867)	男繩蒔、女糸綿つむぎ。
椎堂	慶応 4 (1868)	農業の間、男は繩をない、女は木綿を織申し候。
法界寺	明治 2 (1869)	男は繩蒔を稼ぎ、女は木綿織申し候。

出所：『尼崎市史』第2巻 655頁 143表

a 『尼崎市史』第2巻 664頁 折込み頁

b 『尼崎市史』第2巻 658頁

第2表 西宮地域綿関係農間余業

村名	年次	記載
生瀬	享保 15 (1730)	女ハ木綿も少々織申し候。
越木岩新田	明和 6 (1769)	女ハ急用之毛綿仕木綿糸賃仕業仕り候。
小松	寛政 2 (1790)	重右衛門…もめん販売。
段上	享和 3 (1803)	女ハ糸つむぎ仕り候。
上大市	享和 3 (1803)	男ハ藁仕事、女ハ糸を取木綿織仕り候。
下大市	享和 3 (1803)	男ハわら仕事、女ハいと木綿仕り候。
下大市	天保 14 (1843)	女ハ糸木綿仕事相稼申し候。
樋口新田	天保 14 (1843)	女ハ木綿仕事相稼申し候。
段上	嘉永 3 (1850)	付近村々で綿打ち賃につき申し合わせ。
樋口新田	慶応 3 (1867)	村方百姓作間に男ハ藁仕事相稼候。女ハ糸木綿仕事相稼申し候。

出所：『西宮市史』第2巻 241頁 45表；第5巻 54、56、61頁

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

第3表 布施地域綿関係農間余業

村名	年次	記載
<u>若江郡</u>		
菱屋西新田 a	享保4 (1719)	…大低実綿で売却し、所謂河内木綿に織ったのは極めて少数であった。…
小若江	延享2 (1745)	耕作之間、男女共木綿持仕候。
菱屋西新田※	宝暦10 (1760)	作間ニハ男女共木綿稼仕候。
菱屋東新田	宝暦10 (1760)	作間ニハ男女共木綿稼仕候。
下小坂	明和7 (1770)	農業之作間ニハ、男女共ニ毛綿稼キ仕候。
長田	天明7 (1787)	耕作之外、男女之稼、作間ニ木綿稼仕候。
菱屋中新田 b	天明7 (1787)	作間ニハ男女共木綿稼仕候。
近江堂	天明8 (1788)	耕作之外、男女木綿稼仕候。
玉井南新田 b	寛政3 (1791)	男女共木綿稼仕候。
玉井北新田 b	寛政3 (1791)	男女共木綿稼仕候。
新家	天保3 (1832)	男女稼之儀、農業之作間ニ者、木綿稼仕候。
高井田	文久1 (1861)	農業之外、男女共助成ニ可相成稼之者、白木綿仕相稼罷有候。
友井	明治2 (1869)	耕作之透間ニ男女木綿稼仕候。
<u>洪川郡</u>		
荒川	延享1 (1744)	耕作之間稼、男女共毛綿、菅笠かせき申候。
三之瀬	宝暦4 (1754)	男女稼之事、農業之間ニ男女共毛綿、菅笠仕候。
太平寺	宝暦4 (1754)	農業之間、男女共毛綿、菅笠仕候。
荒川 a	宝暦8 (1758)	男女農業の間稼は毛綿仕候。
大蓮	宝暦9 (1759)	春冬耕作之間ニ者、男女共もめん稼仕候。
東足代	明和4 (1767)	農業之間ニ男女共毛綿、菅笠仕候。
三之瀬 a	天保14 (1843)	女手業之儀木綿以糸績、白木綿織り申候。
東足代 a	弘化2 (1845)	実綿商内仕候(三名)、木綿織之儀八十八夜より八月晦日迄木綿織稼候者無御座候。
長堂	文久1 (1861)	冬春之間、野方透間ニ菅笠稼男女共仕候。

出所：『布施市史』第2巻 72頁 第10表

a 布施町役場編刊『布施町史』18-20頁

b『商品生産と寄生地主制』74頁

※菱屋中新田の誤りと思われる。(訳者)

綿加工が農村生産に与えた影響は、のちに現在の尼崎市、西宮市、布施市などに編入された農村から集められたデータから明らかである。第1・2・3表に見られるごとく、綿加工は非農業的生産の通常形態であった。大部分の農村では、職人が綿打ち・糸つむぎ・木綿織に専門化していたので、生産の単一の段階が余業の主な形態となった。しかし、いくらかの村では、例えば第2表の越木岩新田や上大市の記載事項に於けるように、生産のいくつかの段階が見られる。さらに、第3表の記載事項に於けるように、他の村では主要な余業活動として綿加工を記入している。このことはまた、複数の段階の加工内容を含んでいるであろう。しかし注意すべきことは、尼崎では男は繩と蓆を織り、布施では男は菅笠を織っているということであり、このことは農村では綿加工以外の余業形態が利用しえたということ物語っている。畿内の他の地方ではまた、農村余業は一般的に同様の形態をとった。例えば東鳥取、日置荘、和泉、泉佐野、柏原、守口、堺、狭山、八尾などの農村でもさまざまな形態の綿加工が非農業所得の典型的源泉であった。⁽⁸⁾

畿内全体の農村生活にとって、このことがもつ意味は重要である。第1に、綿加工は以前には決して利用できなかった規模で、農閑期と夜間の仕事の機会を与えた。小土地保有者や借地農にとって、綿加工の仕事は、賃金労働者として、また自営手工業者として、それがなければまさに限界的生存水準でしかない所得に、補助的所得の源泉を与えた。綿加工はまた、農業に十分には雇用されなかった人々に、非農業所得の源泉を与え、彼らが農村にとどまり生計を得るのを可能にした。手工業は大部分の地域で農業にとって代わりはしなかったが、その影響はしばしば広範囲にわたっていた。⁽⁹⁾

畿内農村にとっての綿加工の重要性は、農業賃金率のデータからも見られることができる。和泉国田安領での寛文5（1793）年の女性農業労働者の賃金等級からも明らかのように、畿内では織布技能は市場性のある商品となっていた。女性労働者間の給与の等級づけの基本的構成要素の一つは、織布能力であった。熟練労働者はあらゆる種類の農作業を立派に行うことができ、しかも農閑期には1

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

日1反の布を織ることができることを要求された。最下層の女性労働者は1日半反の布を織り、各種の労働サービスを行うことが求められた。賃金の変動は大きく、また農業の技能は給与の等級づけに重要な役割を果たしたが、田安藩では織布技能が女性農業労働者の所得能力の一つの主要な決定要因であった⁽¹⁰⁾。かくて綿加工は畿内の労働需要を変化させる一つの重要な要因であり、その結果労賃上昇の一因ともなった⁽¹¹⁾。

非農業的職業の影響は、主に手工業生産に従事する農村人口の増大から見られることができる。例えば和泉国堺地域での19世紀中葉のデータからも、非農業地帯の増加は明らかである。天保14（1843）年、赤畑村の無作29戸のうち23戸が木綿に関連した職業であった。同様に安政元（1854）年に大鳥村では無作43戸のうち34戸が綿加工に巻き込まれていた。天保14（1843）年に下石津村には木綿織稼2戸、綿打屋9戸、総糸商6戸、糸績稼41戸、綿商2戸があった。また上石津村では総人口502人のうち綿打職が2人、糸車織が1人、糸稼が41人いた⁽¹²⁾。これらのデータはめずらしいものでなく、他の畿内致る所の農村で同様の例を見出すことができる。

いくらかの村では、地方企業家は小さな製造作業に於て布を織るために10台の織機を所有し、賃金労働者を雇っていた。文化文政期に泉佐野地域では、地方綿商人は生産された綿布の販売を支配することはもちろん、原材料と道具を織工に貸付け、それらからも利益をえた。和泉国岸和田藩では、各世帯は石高10石当り1台の織機を所有することが許され、10石以下の生産性と評価された土地しか保有しない世帯は織機所有を禁止された。このことによって、小土地保有者はその設備のため、より富裕な隣人に従属することになり、ひいては大土地保有者の前貸制生産が成長してきた⁽¹³⁾。

以上の例から綿加工が畿内の農村生活に重要な影響を与えたことは明らかである。それは農村余業の一つの普通の形態であり、多くの世帯に非農業的所得の一つの源泉を与え、摂津、河内、和泉3カ国の農民が経済に巻き込まれる機会を上げた。新しい形態の賃金労働、前貸活動、家内生産が利用しうるように

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

なったので、農業社会の内部での綿繰り、糸つむぎ、綿打ち、木綿織の成長は新しい社会関係を助長した。綿加工は村社会のより貧しい成員に補充的又は非農業的所得の一つの源泉をその農村内で与えた。それはまた、より富裕な農民に、非農業的職業の機会が利用できない農村からの出かせぎ労働者はもちろん、その村社会で不完全にしか雇用されていない成員を搾取する新しいメカニズムを与えた。かくてそれは村社会のより貧しい成員の経済的福利に貢献しただけでなく、最も富裕な人々の富を増加させ、そのことによって彼らの間の格差を上げた。しかし強調されるべきことは、農村段階での綿加工の成長が農村生産高の増加に大きく貢献し、そして畿内農民が行使しうる職業選択権を上げたことなのである。余業の増大は村社会の多くの成員の生活水準向上の一因となり、農業に吸収されえなかった農民に新しい経済的機会を与えた。⁽¹⁴⁾

II

我々の注意を農村商業に向けよう。17世紀及び18世紀初期に、畿内の綿作物の大部分は、商人やその農村代理人が根拠地とした大坂や在町へ、刈り入れられたままで売られたことは明らかである。大坂や堺のような都市と同じく、尼崎、平野、伊丹、池田、富田林のような在町では、綿製品を専門に取扱う商人の集団があった。⁽¹⁵⁾ 在町の商人の多くは大規模な商人であった。例えば平野の綿買問屋6軒は享保19-20(1734-35)年に、合計10,500本の実綿を購入した。⁽¹⁶⁾

畿内の農村綿商業の多くは、大坂の商人組織に類似した地方商人集団に組織されていた。現在の八尾市の周辺では、綿商人は三つのそのような集団に編成されており、それらは各々自らの勢力範囲をもっていた。これらの仲間は公認の商人に売買を制限し、綿製品の流通を規制しようと試みた。彼らの規制は、規制が目ざすものとは逆に、独立商人とその荷主の間の直売買が広く行なわれていたのと同様、仲間成員間の競争が多かったことを示している。これらの商人集団が農村商業への参入を規制する能力は明らかに限界があった。彼らは、地方の資本資源を独占しえなかったし、原材料や加工技術を得る手段も独占しえなかったが、これらが彼らの綿製品買手独占を支えていたのである。⁽¹⁷⁾

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

八尾の綿商人仲間の一人に綿屋吉兵衛がいた。彼は綿吉^{ワタキチ}の店名をもつ繰綿、綿糸、綿布の大規模仲買であり、八尾地域と近江国の仲買との間の直売買に従事していた。例えば、綿吉は宝暦9（1759）年、綿布21,428反、綿糸1,720巻、繰綿273貫を販売し、八尾地域の最大の綿仲買の一つであった。綿吉は明治時代まで営業を続けた。そしてそれは地方商業及び遠隔地間商業の両方において活躍した主な農村綿問屋のきわだった実例であった。⁽¹⁸⁾

18世紀中葉ごろには、農村綿商業が拡大し、流通網の中心であった大坂にひどく侵入した。これに対して、公認の大坂商人仲間は不平を繰り返した。安永元（1772）年に幕府は畿内綿商業における彼らの買手独占権を保護するため、改めて援助を行なった。大坂商人は、農村商業に対する彼らの支配を強化するため、彼らの権限領域を大坂周辺の農村に広げ、農村の競争の源をその根源から攻撃した。農村綿商人の地位は、このことによってひどく脅かされた。彼らは幕府に不平をいうことで応酬し、畿内綿商業での彼らの役割を保護するように要求した。

安永2（1773）年、河内の農民は、大坂綿商人仲間の商業特権の拡大に反対して、大坂町奉行に訴え出た。彼らは余業商人であったから、幕府が農村綿問屋に免許を与えるならば、彼らが綿売買から排除されることになるだろうということを恐れた。免許は余業商人には余りに高価であり、商業から彼らを追い出す恐れがあった。もしそうなるならば、彼らは重要な余業所得の源泉を否定され、農村で利用しうる販路の数を狭められることになるだろう。農民は現行のままの規制のない売買を続けることが許されるように要求した。⁽¹⁹⁾

農民の反対にもかかわらず、大坂商人は綿商業の買手独占権を改めて許された。安永3（1774）年、摂津及び河内の農民集団が大坂商人の特権拡大に反対して、再び訴えを起した。彼らは農閑期には商業に自由に参加できる機会を求めた。彼らは、綿価格が下落したこと、特権商人がその土地の競争を押しつぶした村では綿耕作者はその作物の公正な価格を受けとっていないことなどを主張した。農村商業の成長によって耕作者の期待は増大した。彼らは新しく課せ

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

られた商業規制によって、金融上の損失に直面した。大坂商人の支配の拡大は、彼らが市場の販路に近づく手段、余業として綿売買に近づく手段、この両方を制限した。そこで彼らは畿内綿商業に幅広い人々が参加することが認められることを求めた。⁽²⁰⁾

大坂綿商人の組織的な努力が及ぼした影響は難波村の例から見ることができる。大坂の近くに位置していたため、その村の商人は大坂の仲間に参加せよという圧力には敏感であった。20人の農村綿商人のうち大部分は加入銀を調達することができなかった。6人だけがどうやら仲間に参加することができ、他は商売から追出された。加入銀は申込者の取引量によって違い、さらに専業商人と季節的行商人の両方に毎年株札料が課せられた。平野の郷町では繰綿職人や綿を質物とする質屋まで、大坂の買手独占仲間に参加せよという圧力にさらされた。加入銀や株札料は大部分のものが支払うことができないほどの高価であったから、地方の反対は烈しかった。他には、彼らが綿加工や綿商業にかかわりあうのをやめることしか手段がないように思われたが、綿加工に大きく従事し、安永2（1773）年にはほぼ2,000の世帯が綿繰りに従事していた在町では、この選択は受け入れられえなかった。⁽²¹⁾

その結果、平野郷町は大坂町奉行に訴え出て、その郷町の商人や職人が大坂の仲間に参加するという要求から除外されるよう、求めた。その郷町が綿加工に大きく従事していること、そして綿加工活動をやめさせれば、住民の納税義務遂行能力はいちじるしく低められるだろうということ、これらの理由で安永3（1774）年、この訴えは認められた。大坂町奉行は、彼らが綿加工及び綿商業の仕事が続けることを認めたので、彼らは畿内綿商業に於ける彼らの役割を維持することができた。⁽²²⁾ 幕府は、大坂商人集団の買手独占権と加工権を改めて認めておきながら、平野の場合には、大きな経済的崩壊を防ぐ措置をとったのである。

大坂商人が買手独占支配を都市周辺農村へ拡大させたことは、代替的流通体系の拡大を遅らせた。しかしそれは、農民や農村商人の商業活動を排除しな

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

った。このことは天明2（1782）年の八尾地区の史料から明らかに見ることができる。その史料は、農民が余業に綿商業に従事して—そのような活動は禁止されているという事実にもかかわらず—農業を怠っていると不平を述べている。綿商業に従事した人々の多くは、幕府の告訴によって破産した。しかし商業は明らかに非農業的職業の最も広く行なわれた一形態であった。⁽²³⁾

支配を拡大しようとする大坂商人の努力は、18世紀末には比較的成功的であった。しかし、農村からの競争には別の源泉があり、それは大坂の都市の外側で展開していた。寛政2（1790）年、幕府は命令を出し、農村織物商人と大坂の織物小売店との間の直売買を制限しようとした。幕府にそのような行為をとらせるようにした商人の訴えは、大坂の仲間の代理人として営業している農村の仲買が、自分自身の営業を行っており、既成の流通体系を回避していると主張した。織物を仕入れ、それを大坂の小売商に直接に販売している仲間外商人に向けられた寛政3（1791）年の第二の訴えは、大坂商人の買手独占支配が弱体化したことを、さらによく物語っている。⁽²⁴⁾

農村仲買が独立して行動することは、畿内綿商業にとって重大な意味をもっていた。例えば八尾の織物仲買仲間は、河内国16郡のうち9郡35ヶ村に散在する68人の仲買を含んでいた。⁽²⁵⁾ これらの農村仲買が競争的に活動したことによって、大坂商人の河内綿布の給源への主要な接近経路は除々に掘り崩された。農村仲買はその独立性があまり、それに応じて河内綿布商業に及ぼす彼らの影響力は大きくなった。

農村が都市商人の綿商業支配に抵抗したことは、畿内の他の所でも明らかである。堺の都市周辺部で、類似の競争的活動が認められる。寛政3（1791）年、和泉国の農村は堺の織物問屋の制限的買手独占支配を訴え出た。特権的商人は規格外品の購入を禁じられていたから、その支配を避けるために、織布工の多くは規格外の大きさの布を生産しはじめた。低級品を生産することによって、織布工は柔軟に彼らの織物を流通させることができた。⁽²⁶⁾

和泉地域に買手独占支配を適用するのに成功したことは、既成の流通経路へ

の服従を強いることになったが、抵抗も増え続けた。文化4（1807）年、文化7（1810）年、文化8（1811）年に堺の織物問屋の買手独占に対して訴えがなされた。各々の場合とも、その目的は織布工に支払われる和泉木綿布価格を引き上げること、農村商人が和泉木綿布商業に近づく機会を増大させることであった。騒ぎがくり返された後、文化8（1811）年、幕府は独立の農村仲買と農村織布工の間の売買を、限られた量ではあるが認めた。かくて、堺の織物買手独占に対する農村の抵抗は、限界はあるが一つの突破をなしとげ、無制限商業に有利となった。しかし、これによって争いが終わったのではない。農民の圧力は続き、また文化8（1811）年以後、堺の織物問屋も商業支配を維持しようと努力し、両方の側が和泉木綿布商業に於ける自らの地位を高めようとしたので、論争は続いたからである。⁽²⁷⁾

文政6（1823）年、農村綿商業の拡大に有利な大きな転換が生じた。摂津、河内の1,007ヶ村は大坂町奉行に訴えを起こし、大坂の実綿問屋仲間の制限的買手独占に挑戦した。この争いの幕府の裁決によって、実綿売買は劇的に開放された。そして同様の影響は畿内綿商業の他の局面でも見られることができる。幕府は、農村の実綿売買を認め、大坂商人の買手独占を否定することによって、都市商人の利益を支持するという従来の方針から後退した。幕府は何故この措置を取ったのであろうか。畿内綿商業に対する幕府の方針の変化のうらには何があっただろうか。

この幕府の反応の一つの要因は争いの規模であった。大坂商人の買手独占に対する地方の抵抗は合体して、大坂周辺の2つの主要棉作国の1,007ヶ村を一体化させた大闘争になった。このうえ大坂商人を支持すれば、広範な分裂を生ぜせしめる恐れがあり、それは社会的調和を保つという幕府の関心と矛盾した。社会不安は危険であり、商人を支持することから生じる犠牲を、経済的条件でも、または社会的条件でも、正当化することはできなかった。抗議の規模は問題の重大性を示しており、大坂商人の買手独占を支持し続けるならば、それは問題を悪化させるだけであっただけであらう。このことは幕府の利益にはならず、たと

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

えその場かぎり (*ad hoc*) の表面的な行為が全体的政策と矛盾しようとも、農村の不满の原因を取り除くことは得策であった。⁽²⁸⁾

もう一つの政策変化の理由は、畿内よりもむしろ江戸及び関東地方に幕府の関心の焦点があったことである。幕府は18世紀末に寛政の改革を始め、しばしば大坂商人集団を犠牲にして、江戸商人集団の利益を擁護しようとして試みた。従って、特に大坂商人が江戸の経済状態を改善することに直接貢献しなかった時には、大坂商人の利益を好んで支持しようとはしなかった。⁽²⁹⁾ 幕府の利益と人員は江戸周辺に集中されているのであって、大坂にはなかった。そして農村商業の拡大によってすでに弱体化した都市買手独占の利益を支持することより、畿内の秩序を維持することのほうが重要であった。

農村の側から見れば、文政6(1823)年の争いの裁定によって、綿耕作者と農村商人が大坂商人の認可なしに他国の顧客に綿を販売し、船積することが認められた。大坂綿問屋は、大坂を通る自主的な綿の船積を妨害するのを止めるように命ぜられた。そのことは無制限売買に対する障害を取り除くのに役立った。⁽³⁰⁾ 大坂の実綿買手独占の権力はうち破られ、農民は農村商業の拡大にとって有利な重要な勝利をかちとった。

文政6年の争いの時点では、実綿売買の規模は、農村綿加工の増加によって影響をうけてはいるけれども、非常に大きかった。大坂への実綿移入は、元文元(1736)年には約353,000貫に上り、文化文政期(1804-1830年)には年平均150万貫へと増加した。その後大坂へ積出された実綿量が減少したことから見られるように、より大きな農村の商業参加を開放したことは、まことに重要であった。天保11(1840)年ごろには、大坂の実綿移入は約35パーセントほど減少した。この減少の原因は、部分的には農村加工の拡大にあるといえる。しかし幕府の行なった実綿売買の自由化は、大坂綿商人にとっては非常に重要であった。畿内綿商業への農村商人の参加が拡大したことによって、大坂商人の商品取扱量は急速に減少した。⁽³¹⁾

また、この減少の原因の一部は、畿内以外の地方に綿作が拡大したこと、そ

してそれに関連して畿内綿の需要が減少したことに帰されることのできる。畿内では貸金率がより高かったこと、農業技術や加工技術が他の地方へ拡大したことなどは、畿内綿の支配的役割をえぐりとり、生産高を減少へと導いた。⁽³²⁾しかしこのことは、綿が畿内での主要な作物でなくなった。というのではない。関東やその他の地方で綿作は増大したが、畿内は日本で栽培される実綿の大部分を生産しつづけた。⁽³³⁾

大坂の綿商人仲間の制限的商業行為に対する農村の不満が増大したことに直接に対応して、文政6（1823）年の幕府の決定は、摂津、河内の農民の綿売買を合法化した。畿内全域の農村で、綿売買への農村の参加を妨げようとする試みは急激に減った。現代の布施市附近の下小阪村では、地方綿商人は声明を出し、綿売買への参加を制限するような行為をしない意志を示した。⁽³⁴⁾売買を制限する行為は全てなくなったのではないけれども、幕府の支持がなくなったことは、農村商業に直接の影響を与えた。

文政6（1823）年の争いが農村綿商業に及ぼした影響は、摂津国西川村氏田家の例から見ることもできる。氏田家はその村の大土地保有者であり、綿花の大耕作者であった。天明3（1783）年から慶応3（1867）年までの年月の同家の販売記録は、農村商業の型の転換を物語っている。氏田家は尼崎、西宮、伊丹の在町の買主に綿を売り、また近村の仲買にも販売していた。天明3（1783）年から文政5（1822）年までの間、同家は実綿221本を在町の商人に、244本を農村商人に販売した。取引高を比較すれば、少しばかり農村商人がまさっていたけれども、在町の商人は実綿として売られた氏田家の綿作物の約48%を購入した。文政7（1824）年以後、そのバランスは急激に変わり、農村綿商人が優位になった。文政6（1823）年以前は、農村商人は氏田家の実綿販売の52%を占めていたが、文政7（1824）年から慶応3（1867）年までの間、その割合は95%へと上昇した。在町の商人はわずか5%の実綿を購入しえたにすぎず、氏田家の綿作物にほとんど近づくことができなくなった。この傾向は明治時代まで続いた。そして畿内の他の所でも、これと一致した販売の型が見られる。⁽³⁵⁾

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

氏田家の綿布販売も、さきと同様の在町の仲買から農村商人への転換を示している。在町の仲買は、寛政2（1790）年から文政5（1822）年までの間、氏田家の綿布販売の25%を占めていた。その後文政7（1824）年から明治7（1874）年までは約3%にまで減少した。農村仲買の活動が拡大することによって、在町の仲買は氏田家の産する綿布購入からほとんど締め出された。ここでもまた、文政6（1823）年の争いで⁽³⁶⁾の裁定以後、農村仲買への転換が加速度化した。

在町の仲買から農村の仲買への転換と結びついて、農村商人の性格にも変化があった。例えば文政年間（1818－1829年）の下小阪村の綿仲買商人10人のうち、5人は持高八石以上であり、無高は2人だけであった。つまり綿商人の大部分は中上層の農民であった。それから20年後の嘉永期（1848－1853年）には、下小阪村の綿仲買商人8人のうち、持高二石以上がたった1人、小土地保有者4人、無高3人であった。この後者の時代には、綿仲買商人はほとんど小土地保有者か土地をもたない商人であり、彼らは文政12（1823）年以前に活動した商人と比べて、はるかに商業に依存していた。中上層農民から下層農民及び土地をもたない人々への転換は、幕末数十年間の畿内の多くの所で、農村商業を特徴づけた。⁽³⁷⁾万延元（1860）年ごろには、下小阪村には繰綿織2人、綿糸商人3人に加えて、綿買いが13人いた。このように綿売買への参加がふえたことは、個々の商人の家の規模の縮小と結びついていた。⁽³⁸⁾

文政6（1823）年の争いに続いて農村商業活動が拡大したことは、畿内綿商業の性格を非常に大きく変えた。第一に、畿内の在町や都市の商人の犠牲の上で、農村商人の相対的重要性は高まった。単に大坂への綿移入量が減少しただけでなく、在町の仲買が販売する綿の割合もまた減少した。畿内の綿の総生産高が幕末数十年間に下落したことは明らかであるが、そのことは地方での競争的流通体系の拡大の影響、又は農村綿商人が都市商人にとって代わったことを否定しはしない。氏田家の綿作物の販売はこの過程の一つの例である。

文政6（1823）年以後、綿商人数が増加したこと、そしてその活動規模が縮小したこともまた重要である。取引規制の廃止は、余りうまくいっていない農民への

インフレ圧力と結びついて、綿売買の誘引力を大いに強めた。商業は、農業で失敗したか、又は農業に不完全にしか雇用されない農民にとっては、非農業的所得の一つの源泉であった。限られた資本のたくわえによってすら、綿売買に加わり、利益を得ることは可能であった。インフレーションと畿内綿製品の需要減少の結果生じた他の所得源泉の価値下落に伴って、村社会のより不運な成員にとって、商業の重要性は増加した⁽³⁹⁾。

天保13(1842)年、徳川幕府が天保の改革の一環として、特権的大坂商人仲間を廃止した時、それは多くの点で、畿内で発展してきた流通の型に幕府の政策を一致させる現実的な適応策であった。特権的独占的仲間の廃止は、畿内綿商業への農村の参加の拡大と調和していた。

商業規制を幕府が支持しなくなったことは、畿内農民の商業活動への幕府の関心をなくならせることにはならなかった。天保13(1842)年、大坂町奉行は農村綿商業の拡大に関して不満を示す、次のような命令を出した。

「近来大坂最寄在々之者兎角都会之風儀ニ心を寄、百性之本意打忘商人多相成、別して文政度摂河両国之内綿作重々致し候干七ヶ村百性共銘々手作之実綿并ニ在方綿商人取扱候実綿、繰之一同売捌綿儀ニ付、大坂元綿問屋と及公事合、以来綿商ひ相始候もの追々相増候付ては、品々貧利之取斗致し、先繰ニ最寄綿直段糴上、然而已ならず外百性共へも相移、自農業心掛疎略相成候事之由相聞、以之外之事ニ候、右は去冬在々風俗之義ニ付御触面之趣ニも差障、其上元綿問屋と及公事合候趣意は銘々取引之勝手を論し候迄之儀ニて、事実ニおゐて百性奢侈之道等ニも相成、此度格別御改正之儀ニ付旁難取用ひ、此後百性同志当座融通ニ綿売買致候儀は程ニも在之儀ニ付、差障無之候之共、時合見込、在方綿商人共買持又はメ売・糴買致候儀は勿論、胡乱之旅商人を在々之引入候儀は決して致間敷、夫々買取候実綿・繰綿并ニ百性直売之分、其町々綿屋或は素人方えも銘々勝手ニ相廻り、相对次第売捌出し候様可致候、自然右直段之儀ニ付綿屋其外之もの不正之取斗致、元方及難儀候事在之候ハ、早速ニ可訴出、吟味之上急度可及沙汰候間、其段相心得一統正路ニ可致

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

「⁽⁴⁰⁾ 売買候」

幕府は農村綿商業の自由化政策を続けたが、好ましくないと思われた活動を減らそうと試みつつけた。農村商業の拡大は寛大に取扱われたが、違法な行為や不当利得は認められなかった。

その後嘉永4（1851）年に幕府が特権的商業集団を再興したことは、時代遅れの商業統制を再び主張しようとする誤った試みであった。嘉永4（1851）年以後の商人仲間は、天保13（1842）年以前の商人仲間よりは制限的でなかったけれども、都市に中心をおく商人組織を通じて、商業を規制しようとした。しかしこのことは、基本的には文政6（1823）年の畿内綿商業に於ける争いで否定された種類の統制を復活させることであり、農村綿商人が勝ちとってきた商業上の権利を脅かすものと考えられた。

嘉永7（1854）年、大坂町奉行は、嘉永4年の公認の商業仲間の再興の延長として、全ての農村綿商人が新しい商人集団に加入するよう命じた。⁽⁴¹⁾ 農村の抵抗は急速に組織され、幕府の命令は文政6年の争いでの決定を侵害するものとして、挑戦をうけた。大坂町奉行は、農村に基礎をおく統一された抵抗に直面して、後退し、文政6年の争いに加わった村の商人が再興された商業仲間に入る必要はない、ということに同意した。その結果、農村商人は嘉永7年以後の再興された商業仲間に参加しなかつた。⁽⁴²⁾

事態をさらにはっきりさせるために、幕府は、畿内綿商業に於ける農村綿商人の権利に関する了解事項を説明する報告を彼らから求めた。嘉永7（1854）年の下小阪村から出された返書では、次の点が農村綿商人によって強調された。

(1) 文政6年の裁定は、再興商業仲間の創設によって変更されることはない。

綿売買に参加するのに株札は必要とされない。

(2) 百姓は余業の綿商人として認められる。

(3) 綿加工は商業仲間への加入を必要としない。

(4) 文政6年に立てられた都市商人と農村商人の間の区別はずっと有効であり、支配を拡げようとする大坂商人仲間の努力は文政6年の裁定に反する。

(5)全ての関係者は、村役人に届出をなし、従来の取引方法を忠実にまもるなら、綿売買に参加することが認められる。⁽⁴³⁾

下小坂の商人は、畿内綿商業における彼らの権利を守るため、確固たる主張を行なった。彼らは文政6年の取極めに固執することによって、新しい形態の中央集権的統制を課そうとする幕府の努力にまっこうから挑戦した。彼らは、法をタテにとった論法を用いて、畿内綿商業への参加を制限する買手独占体制に服するのを拒んだ。下小坂商人は孤立して新しい商業規制に反対したのではなかった。和泉商人は、堺綿商人が再び農村商業を規制しようと努力したことに反対して戦っていた。八尾の近くの久宝寺村の農民は、新しい商業支配に挑戦して成功し、再興綿商人仲間に参加することなく、余業綿商人であり続けた。⁽⁴⁴⁾

19世紀半ばごろには、都市の畿内綿商業支配は、より開放的で柔軟な流通体系におきかえられ、そこでは農村商人が自立的な役割を演じていたことは明らかである。特権的都市商人の綿商業支配は打破され、小規模な農村商業集団や独立農村商人が急増して、それにとって代わった。遠隔地との直売買や農村商人による販売はごくありふれたこととなり、もはや畿内の都市や在町は商業の中心ではなくなった。綿売買への参加は広くゆきわたり、農村商人集団は商業を制限しようとする努力を阻止することに成功した。18世紀末から19世紀にかけて、畿内綿商業はめざましく変化した。そして都市商人と農村商人の相互作用は容しゃなく変化させられた。

III

綿加工と綿流通に農村の参加が拡大したことの社会的影響は広大であった。畿内の綿作が広く行なわれていたところでは、非農業的職業の新しい源泉が農村に利用可能となった。綿加工は、徳川時代初期には主として家内の綿の必要を満たすことに向けられていたが、18世紀半ばごろには余業所得の主要な源泉となっていた。新しい織機が農村織布工の生産性を増大させ、綿繰りの新しい方法もまた発達をみたように、新しい技術は農村生産高の増大の一つの要因であった。18世紀中には多くの世帯で、世帯の必要性に適合していた古い織機が、

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

より新しくより能率的な織機にとって代られることはなかったから、加工技術のコストは畿内への綿加工の普及に影響を与える一つの要因であったろう。同様に綿布需要の増大に関連して、生産専門化への圧力が生じた。生産性を最大にするために、多くの世帯が、そして村全体ですら、その加工活動を単一の生産段階に限定した。多くの世帯では、綿布のいくらかは家内消費用に加工されてはいたが—第1・2・3表で明らかのように—綿繰り、綿打ち、糸つむぎ、木綿織、染色に専門化した村が畿内全体に存在した。

専門化によって、単一世帯の生産能力をはるかに超える規模の小屋工業生産への可能性が与えられた。多くの村では、より豊かな世帯は複式織機又は手紡機に投資し、村社会の他の成員を専業又は農閑余業の綿加工者として雇用した。このことは最初は小規模に行なわれ、農閑期の間での生産高を増加させるのが常であったが、綿布需要が増加し、潜在失業労働者が利用できるようになるにつれて、いくらかの労働者を綿加工に年中雇用することが可能になった。農閑期の生産は、地方の労働が他村から流れこんだ渡り労働者によって補充される範囲で増加した。ある地域では、非常に多くの潜在農業労働者が加工活動に巻きこまれたため、田植期に労働の需要が供給をこえてしまった。また非農業的職業につける機会が増大したことは、多くの農村の経済的階層分化の原因となった。それは、村社会のより成功した成員が、自らの経済的地位を押し上げるために、賃金労働を利用する追加的手段を綿加工に於いて獲得したからである。

綿加工の拡大は、より貧しい成員に対しては、補充的又は非農業的所得の源泉を与えた。限界的な土地資源しかもたない人々や借地農にとって、綿加工での雇用は重要な臨時収入源であった。土地をもたない農民にとっては、綿加工は自村又は他村の村社会での有利な雇用を与えた。畿内における経済的可能性は増大し、村社会の最下層の成員はその村で生き残ることができ、仕事を求めて都市や近隣の在町に出かけることを強いられなかった。日本の商業的に発展した地域では、土地を保有しない農民の人口が増加したから、このことは多くの地域での共通の現象であった。⁽⁴⁵⁾

農村綿加工の増大は、村社会の成員を流過程に統合するための新しい刺激を与えた。綿作費は綿作物価格よりも速く上昇し、収益と損失の差額たる利潤は肥料と労働の費用が増加するに従って下落した。生産費は比較的非弾力的で、耕作者が統制できないため、綿加工や商業にますますかかわりあうことによって、補助的所得への手段が得られた。その結果、非農業所得又は余業所得の源泉に対する需要が畿内で増加したので、18世紀中葉ごろより綿加工の増加のみならず綿商業の増加もまた見出されるのである。

農村商業の成長を助けたものは、農村綿加工の拡大であった。多くの農村が生産を専門化したことによって、原材料や部分的完成品を供給する新しい流通体系の発展が必要になった。既成の商業体系は、実綿や繰綿を耕作者から在町や都市の加工中心地に分配するように企図されていた。地方の加工業は村落間の流通体系を必要としており、それによって地方の人々が商業に従事する刺激が与えられた。農村商人は地方の加工業者に原材料を供給し、そしてそれから、その製品を次の生産段階に従事する村社会又は個人に分配した。地方商人が活発に繰綿を綿打屋や糸つむぎ屋に、そしてそれから綿糸を織屋や染屋に売ようになるにつれて、完成品を同様に販売しはじめることは、彼らの商業活動の論理的延長であった。このことの結果、最初は村落間商業、そして時には地域間商業が成長し、それらは大坂綿商人と直接に競争した。

農村商業の増大につれて、最初に地方綿商人として活躍したのは、より富裕な耕作者であった。しかし商業活動に必要な資本資源は相対的には小さく、各世帯が個々に少量の商品を手に入れることができたから、企業規模は縮小し、小農民が商業に参加しはじめたのである。このことは、大商人の商業支配を維持するには規模の経済が非効率的であったということ、非農業的所得の源泉に対する需要によって小規模商業すら望ましい職業の手段になった。ということを示している。この企業規模の縮小は、T・C・スミスが示した農業単位の規模縮少と類似しており、その原因は徳川時代に農業技術が進歩したことであった。⁽⁴⁶⁾それは綿商業の場合には、多くの個人が農業から追い出されたか、又は潜在的

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

失業の形で農業に従事していたことを示している。

幕府と都市商人の双方が拡大する農村加工と商業を支配しようとして直面した困難は、摂津・河内・和泉に行政管轄権が複合的に存在したことによって生み出された。例えば河内の行政的支配は18藩・3宮家・32旗本・5代官・1城代・1所司代・5神社・10寺院など合せて75の別々の所有者によって分割されていた。摂津は90の所有者に分割され、和泉では徳川時代後期に36の行政単位があった。そしてこのことは、一貫した政策の遂行を不可能にした。この3ヶ国のうち最大の大名領は和泉国岸和田の53,000石の領地であり、それはその国の生産能力のほぼ3分の1を占めていた。そしてそのことが、摂津・河内に比べて和泉で商業統制がより成功した一つの理由である。この3ヶ国の大部分の地域は多くの小所有者に分割されており、彼らの多くは不在領主であった。大坂近郊の摂津国豊島郡では、行政的支配が多くの別々の関係者に分割されたばかりでなく、多くの村では支配をさらに複雑にする複合的管轄権が存在した⁽⁴⁷⁾。かくて畿内の農民は、技術と市場に近づく手段と、徳川時代の日本の他の大部分の地域の耕作者よりも多くの行政的支配からの自由、この両者をもつことになった。その結果彼らは、この国の他の地方の農民よりも早く、非農業的所得の源泉を発展させることができた。

19世紀中ごろには、畿内農村の社会構成は、17世紀に存在したものとは非常に異なっていた。多くの世帯は積極的に、年間を通じて、又は臨時収入源として、非農業的形態の職業に従事した。農村の住民はもはや農業に排他的にかかわるものではなくなり、農工商を公的に分離した徳川の階級制度は畿内の大部分にはもはや適合しなくなった。畿内農村へ加工と商業が普及するに伴い、職業を人為的に分離して社会階級とすることは、もはや多くの意味をもたなくなった。一世帯は農工商の全てを含むことができたし、たった一人の人間ですら潜在的にはこれらの公的に分割された役割の各々を演じることができた。畿内の綿加工と綿商業に関する本稿の議論から明白なように、17世紀に徳川幕府がうち立てた社会的、経済的伝統の多くは劇的に変容をとげていったのであった。

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

- (注1) 本訳稿はWilliam B. Hauser, "The Diffusion of Cotton Processing and Trade in The Kinai Region in Tokugawa Japan", *Journal of Asian Studies*, voll. xxxiii, No. 4, August 1974の邦訳である。本稿の草稿はAssociation of Asian Studies 第15回年次大会(1973年)に提出された。本稿の研究はNational Endowment for the Humanities, Center for Japanese Studies, ミシガン大学ホラス・H・ラッカム大学院などの援助を受けた。
- (注2) ウイリアム・B・ハウザー氏はイエール大学歴史学部卒業後、大阪大学経済学部留学し、現在はロチェスター大学歴史学部助教授である。
- (1) この過程をより完全に論じたものとしてWilliam B. Hauser, "Economic Institutional Change in Tokugawa Japan : Osaka and Kinai Trade," Cambridge University Press, 1974を見よ。
 - (2) Thomas C. Smith, "The Agrarian Origins of Modern Japan", Stanford University Press, 1959, PP. 76-7, 大塚久雄監訳『近代日本の農村的起源』岩波書店、昭和45年、115-6頁。
 - (3) 尼崎市役所編刊『尼崎市史』第2巻、昭和43年、655-6頁。
 - (4) 前掲『尼崎市史』第2巻656頁。八木哲浩『近世の商品流通』塙書房、昭和37年、22-30頁。林玲子「近世中後期の商業」豊田武・児玉幸多編『流通史I』山川出版社、体系日本史叢書13、昭和44年、220頁。
 - (5) 布施市史編纂委員会編『布施市史』布施市役所、第2巻、昭和42年、543-5頁。辻合喜代太郎『河内木綿譜』衣生活研究会、昭和40年、19-29頁。武部善人「撰河泉の綿業」地方史研究協議会編『日本産業史大系』東京大学出版会、第4巻。
 - (6) 前掲『近世の商品流通』89-93頁。
 - (7) 前掲"Agrarian Origins", P. 80、『近代日本の農村的起源』119頁。
 - (8) 高尾一彦編『日置荘町史』日置荘町役場、昭和29年、167、437、460頁。枚岡市史編纂委員会編『枚岡市史』枚岡市役所、史料編II、昭和41年、514頁。和泉市史編纂委員会編『和泉市史』和泉市役所、第2巻、昭和43年、250-1頁。柴田実編『泉佐野市史』泉佐野市役所、昭和33年、265-6頁。柏原町史刊行会編『柏原町史』大阪府柏原町、昭和30年、670-81頁。守口市史編纂委員会編『守口市史』守口市役所、史料編I、昭和37年、45、53、59頁。小葉田淳編『堺市史続編』堺市役所、第1巻、昭和46年、947頁。狭山町史編纂委員会編『狭山町史』狭山町役場、第1巻、昭和42年、960頁。八尾市史編纂委員会編『八尾市史』八尾市役所、第1巻、昭和33年、282頁。史料編、昭和35年、284-306頁。
 - (9) 前掲"Agrarian Origins", PP. 78-9、『近代日本の農村的起源』117-8頁。
 - (10) 前掲『堺市史続編』第1巻、941頁、108表。
 - (11) より深く論じるためには、前掲"Agrarian Origins", PP. 108-23、『近代日本の農村的起源』162-85頁を見よ。

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

- (12) 前掲『堺市史続編』第1巻947、960頁。
- (13) 前掲『泉佐野市史』266—7頁。
- (14) この点についてより深く論じるためには、Susan B. Hanley and Kozo Yamamura, "Population trends and economic growth in pre-industrial Japan", D. V. Glass and Roger Revelle, ed., *Population and Social Change*, (London, 1972), PP. 479-80. Thomas C. Smith, "Farm Family By-Employment in Pre-Industrial Japan", *The Journal of Economic History*, xxxix (December, 1969), No. 4, PP. 709-10 を見よ。
- (15) 前掲『尼崎市史』第2巻679—80頁。山本元編『平野郷町史』大阪市住吉区平野郷公益会、昭和6年、301頁。河南町誌編纂委員会編『河南町史』河南町役場、昭和43年、201頁。大阪市参事会編『大阪市史』大阪市役所、第1巻、昭和40年、350—1頁。前掲『堺市史続編』第1巻、690頁。
- (16) 前掲『平野郷町史』301頁。
- (17) 前掲『八尾市史』第1巻286頁。同史料編662—5頁。前掲『枚岡市史』第4巻、512—14頁。武部善人『河内木綿の研究』八尾市郷土資料刊行会、昭和32年、14—16頁。
- (18) 前掲『河内木綿の研究』17—22頁。前掲「摂河泉の綿業」143頁。1貫は8.72ポンドに等しい。布1反は長さ12ヤード1巻である。
- (19) 前掲『枚岡市史』第4巻513頁。中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房、昭和46年、118頁。
- (20) 前掲『枚岡市史』第4巻514頁。魚澄惣五郎編『西宮市史』西宮市役所、第4巻、昭和37年、823—4頁。
- (21) 前掲『転換期幕藩制の研究』120—3頁。前掲"Agrarian Origins", P. 78。前掲『近代日本の農村的起源』117—8頁。
- (22) 前掲『転換期幕藩制の研究』123—4頁。
- (23) 前掲『八尾市史』第1巻285頁。同史料編632頁。
- (24) 古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』東京大学出版会、昭和29年、94—5頁。また林玲子「化政期における商品流通」『歴史教育』13巻12号、12頁を見よ。
- (25) 前掲『商品生産と寄生地主制』81頁、第20表。(68人は65人の誤りと思われる。—訳者)
- (26) 前掲『泉佐野市史』305—6頁。前掲「摂河泉の綿業」146頁。
- (27) 三浦周行監修、堺市史編纂部編『堺市史』堺市役所、第3巻、昭和5年、439—40頁。前掲『泉佐野市史』306頁。前掲『堺市史続編』第1巻、962、987頁。
- (28) Eric Hobsbawm, "Bandits", (New York, 1969) P. 25、斉藤三郎訳『匪賊の社会史』みすず書房、昭和47年は、どのようにして農村の不安が、盗賊をしばしば含む社会崩壊というより重大な問題を導くか、ということを言及している。
- (29) 江戸に新しい焦点をあてたものとして、竹内誠「江戸時代都市商人の動向」『歴史教育』

徳川時代畿内の綿加工と綿商業の普及

』7巻11号、昭和34年、25-6頁を見よ。江戸市場圏の成長をより全体的に論じたものとしては、林玲子「江戸地廻り経済圏の成立過程—繰綿油を中心として」大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、昭和43年、25-71頁を見よ。

- (30) 前掲『西宮市史』第4巻830頁。
- (31) 前掲「近世中後期の商業」226頁。同「化政期に於ける商品流通」11-2頁。
- (32) 前掲『転換期幕藩制の研究』283-5頁。
- (33) 前掲「近世中後期の商業」231-2頁。前掲“Agrarian Origins”, PP. 69-72、
『近代日本の農村的起源』106-7頁。
- (34) 前掲『布施市史』第2巻830頁。
- (35) 山崎竜造「近世後期摂津農村における商品流通」『大阪市立大学経済学年報』第8集、
昭和31年、78-82頁。
- (36) 前掲「近世後期摂津農村における商品流通」90-3頁。
- (37) 前掲『布施市史』第2巻、832頁、第23表。
- (38) 前掲『商品生産と寄生地主制』84頁。
- (39) 減少した生産物に対して、競争が激化したことは、幕末数十年間の畿内綿商業の特徴であったように思える。しかしこの過程をより詳細に分析するためには、さらに深い調査が必要である。
- (40) 前掲『西宮市史』第4巻、829-30頁。
- (41) 前掲『西宮市史』第4巻、830頁。
- (42) 前掲『布施市史』第2巻、834頁。
- (43) 前掲『布施市史』第2巻、835-8頁。
- (44) 前掲『堺市史』第3巻、440-1頁。前掲『堺市史続編』第1巻、962-4頁。前掲『八尾市史』第1巻、285頁。
- (45) 前掲“Agrarian Origins”, PP. 164-6 and P. 164 note j、前掲『近代日本の農村的起源』249-251頁。249頁注(j)。
- (46) 前掲“Agrarian Origins”, P. 105。前掲『近代日本の農村的起源』157頁。
- (47) 新保博「畿内綿作に於ける商品生産の発展に関する一考察」『神戸経済大学創立50周年記念論文集』昭和28年、493頁。前掲『堺市史』第3巻、224-9頁。藤本篤『大阪府の歴史』山川出版社、県史シリーズ27、昭和44年、179-81頁。八木哲浩・石田善人『兵庫県の歴史』山川出版社、県史シリーズ28、昭和46年、197頁。